

狩野川水系水質保全協議会 裾野長泉支部規約

(名 称)

第1条 この会は、「狩野川水系水質保全協議会裾野長泉支部」(以下「支部」という。)という。

(事務局)

第2条 この支部の事務局は支部長所在市町の所管課内におく。

(目 的)

第3条 この支部は、狩野川の支流である黄瀬川、大場川並びに、これに流入する河川の水質及び環境保全を促進し、住みよい生活環境を確保し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この支部は、前条の目的を達成するため、次に事業を行う。

- (1) 水質汚濁防止思想の普及
- (2) 環境保全対策の検討
- (3) 河川美化運動の推進
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(組 織)

第5条 この支部は、裾野市、長泉町、市町議会、市町教育委員会及び民間団体並びに企業で狩野川水系水質保全協議会に加入している者、又はその趣旨に賛同する関係企業の代表者、(以下「会員」という。)をもって組織する。

(役 員)

第6条 この支部に次の役員を置く。

支部長	1 名
副支部長	1 名
幹事	若干 名
監事	2 名

- 2 支部長は、裾野市長並びに長泉町長が1年交替とする。
- 3 副支部長は、長泉町長並びに裾野市長が1年交替とする。
- 4 幹事は、総会で会員のうちから選出し、そのうち2名を代表幹事として選出する。ただし、代表幹事の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 5 監事は、会員のうちから支部長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(役員任務)

第8条 支部長は、支部を総理し、会議を招集しその議長となる。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、幹事会を組織し会務を処理する。
- 4 監事は、この支部の会計を監査する。

(事務局)

第9条 事務局職員は、支部長が委嘱し支部長の命を受けてこの支部の会計並びに事務を処理する。

第10条 この支部は、年1回総会を開催するほか必要により随時臨時総会、幹事会を開くことができる。

第11条 この支部の経費は、会員の負担金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 前項の負担金の額は別に定める。

(会計年度)

第12条 この支部の会計年度は、4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(見舞金の給付)

第13条 この支部の活動により、会員に事故が生じた場合の見舞金については予算の範囲内において行うものとし、原則として次のとおりとする。

1 活動は河川清掃、親子水生生物観察会、あまごの放流とする。

2 見舞金は5,000円とする。

(平成26年4月1日 一部改正)

(事故の報告)

第14条 事故が発生した場合は速やかに事務局に申し出なければならない。

(平成26年4月1日 一部改正)

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、幹事会が協議し支部長が定める。

附 則

1. この規約は、昭和49年3月28日から施行する。
2. この改正規約は、昭和50年6月3日から施行する。
3. この改正規約は、平成3年5月16日から施行する。
4. この改正規約は、平成7年5月18日から施行する。
5. この改正規約は、平成20年5月30日から施行する。
6. この改正規約は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

区 分			負 担 金 額
従 業 員 数	A	10人未満	5,000円
	B	10人以上100人未満	9,000円
	C	100人以上500人未満	13,000円
	D	500人以上10,000人未満	19,000円
	E	1,000人以上	25,000円
商 工 会			10,000円
裾 野 市			80,000円
長 泉 町			70,000円
備 考	議会、教育委員会、区長会、狩野川漁業協同組合は支部の 目的を達成するための協力団体であるため、負担金は免除と する。		